

徳島市空き家等対策計画の概要(案)

〈目的と位置づけ・計画期間〉

●計画の目的

- 平成 29 年度に本計画を策定以降、「徳島市空き家等対策協議会」を設置し、各種施策を展開することにより、空き家等の対策に取り組んできた。

しかしながら、人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化に伴い、空き家は増加を続けていたりする。そこで、これまでの計画を見直し、より一層、総合的かつ計画的な空き家等対策を展開・推進する。

●計画の位置づけ

- 空き家等対策の推進に関する特別措置法(空き家等対策法)第6条第1項に規定する計画

●計画期間

- 令和4年度から令和8年度までの5年間

〈徳島市の空き家の概況〉

●空き家の実態

- 令和3年度に2回目となる徳島市全域での空き家の実態調査を実施
- 空き家の数は5,564件、空き家の割合は4.0% 平成28年度調査と比較し、2,001件増加した
- 地区別の空き家数は八万地区が最も多いが、割合で見ると津田地区が最も高い
- 市の中心部や多家良地区を除く南部の地区で空き家の割合が高い

●実施体制

- 徳島市空き家等対策協議会: 特定空き家等判断基準など、空き家等対策の実施に関する協議
- 市の連携部署と役割: 徳島市空き家等対策連絡調整会議を設置
- 外部の関係団体との連携: 「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター、徳島県宅地建物取引業協会など

●その他

- 徳島市助成事業の活用: 危険廃屋解体支援事業、既存木造住宅耐震化促進事業
- 空き家等データベースの整備: 空き家等対策法に基づくデータベースとして整備。利活用意向や相談・対応履歴、所有者などに関する最新情報を更新。
- 特定空き家の判断基準等: 空き家等に関する相談内容や件数、空き家の立地、態様などを踏まえて適時見直し、適切に運用。特定空き家の認定については、立ち入り調査等に基づき、公益性の観点から悪影響の程度と危険度の切迫性を勘案し判断する。

特定空き家等に対する措置の流れ

```

graph TD
    A[適切な管理がされていない空き家等の相談] --> B[最適な対応部署]
    B --> C[職員による現地確認*]
    C --> D[所有者等調査*]
    D --> E[情報提供・助言*]
    E --> F[立入調査*]
    F --> G[徳島市空き家等対策連絡調整会議]
    G -- 判定 --> H[特定空き家等]
    H -- 助言・指導* --> I[勧告*]
    I --> J[税制措置]
    H -- 助言・指導* --> K[命令*]
    K --> L[過料*(違反金)]
    L -- 改善・解消しないとき --> M[行政代執行*]
    L -- 改善・解消しないとき --> N[略式代執行*]
    
```

※ : 空き家等対策法に基づく措置
徳島市空き家等対策協議会からの意見は、特定空き家の判断基準に関するもの

●空き家に関する市民意識

- 市民意識調査では、周辺での空き家の増加に「非常に不安を感じている」市民が1割弱いる
- 空き家の所有者等の回答によると、空き家になって10年以上経過するものが3割を超えており、ほとんど管理されていない空き家が1割程度ある

不安度	割合
非常に不安	8%
多少不安	34%
不安ではない	53%
無答	5%

N: 693
住生活基本計画見直し市民アンケート調査より

●空き家の危険度別件数

- 建物等の老朽化が相当進行し、倒壊や落下の危険性の高いCランクは670件と全体の約1割程度存在する
- 建物等の痛みが少なく、利活用可能とされるAランクは2割程度
- 建物等の老朽化が進行しているものの、危険性の低いBランクが7割を占めるが、今後、適正な管理がされていない場合は、劣化等が進行することが考えられるため、注視していく必要がある。

危険度	件数	割合
Cランク	670件	12%
Aランク	1,130件	20%
Bランク	3,764件	68%